

「こども家庭センター」設置に係る概要

1. 背景・目的

市町村において、主に妊産婦及び乳幼児を対象に、実情の把握や妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行う「子育て世代包括支援センター」及び、こどもとその家庭及び妊産婦等を対象に、福祉、保健・医療、教育等の関係機関と連携しながら、こども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う「子ども家庭総合支援拠点」の設置を促進してきたところである。

しかしながら、乳幼児の子育てに困難を抱える家庭に対する相談支援など、両機関が行う業務や機能には一定の重なりがあるにもかかわらず、児童福祉法と母子保健法それぞれの根拠規定に基づく異なる機関の整備を求め、組織が別であるために、連携・協働に職員の負荷がかかったり、情報共有等が円滑になされにくい等、さまざまな課題が生じてきた。

このため、児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年6月15日法律第66号)による改正後の児童福祉法(以下、「改正児童福祉法」という。)及び母子保健法(以下、「改正母子保健法」という。)において、市は、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、「こども家庭センター」の設置に努めることとした。

2. 役割と業務

(役割)

- ・母子保健機能(従前の「子育て世代包括支援センター」が果たしてきた機能をいう。以下同じ。)及び児童福祉機能(従前の「子ども家庭総合支援拠点」が果たしてきた機能をいう。以下同じ。)の一体的な運営を通じて、①妊産婦及び乳幼児の健康保持・増進に関する包括的な支援、②こどもとその家庭(妊産婦を含む)の福祉に関する包括的な支援を、切れ目なく、漏れなく提供する。
- ・妊産婦、こどもやその家庭の課題・ニーズを、母子保健・児童福祉それぞれの専門性を活かし、合わせることでより深く汲み取る。
- ・個々の家庭の課題・ニーズに応えるために、必要なサービスや地域資源を有機的に組み合わせ、「サポートプラン」として必要な支援内容を組み立てる。
- ・「サポートプラン」に沿った支援が適切に提供されるよう関係機関のコーディネートを行い、変化する家庭の状況に応じた支援内容の見直し等を含めた継続

的なマネジメントを実施する。

- ・地域全体のニーズ・既存の地域資源の把握を行うとともに、不足する地域資源については新たな担い手となり得る者を発掘し、財政支援等と結びつけること等により地域資源を開拓し、関係機関間の連携を高めることにより、地域内の子育て家庭へ必要な支援を着実に提供できる体制を整備する。

(業務)

(1) 地域のすべての妊産婦・子育て家庭に対する支援業務

- ・状況・実情の把握
- ・母子保健・児童福祉に係る情報の提供
- ・相談等への対応、必要な連絡調整
- ・健診等の母子保健事業（任意）等

(2) 支援が必要な妊産婦や子育て家庭への支援業務

- ・相談、通告の受付等
- ・合同ケース会議の開催
- ・サポートプランの策定、評価、更新等
- ・サポートプラン（又は支援計画等）に基づく支援等

(3) 地域における体制づくり

- ・地域全体のニーズ・既存の地域資源の把握
- ・新たな担い手の発掘、地域資源の開拓
- ・関係機関間の連携の強化等

また、上記（１）～（３）の業務に加え、改正児童福祉法において市町村が行う業務として位置づけられている事業のうち、こども家庭センターで担うことが効果的と考えられる以下の業務について併せて行うことが望ましい。

① 要保護児童対策地域協議会の調整機関としての業務

② 「地域子育て相談機関」

※児童福祉法第10条の3に規定する「地域子育て相談機関」

③ 「家庭支援事業」（※）の利用勧奨・措置に係る業務

※児童福祉法第21条の18に規定する子育て短期支援事業、養育訪問支援事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業の6事業。以下、「家庭支援事業」と言う。

④ 在宅指導措置の受託に係る業務